

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 25 日

香川県立ミュージアム館長 古市 智子

1 入札に付する事項

（１）委託業務名

香川県立ミュージアム第 89 回香川県美術展覧会展示委託業務

（２）委託業務の内容

仕様書による

（３）委託業務の実施場所

仕様書による

（４）委託期間

令和 7 年 10 月 22 日から令和 7 年 12 月 23 日まで

（５）入札方法

①かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和 7 年 9 月 25 日から令和 7 年 10 月 1 日まで（令和 7 年 9 月 29 日を除く）

午前 9 時～午後 5 時（10 月 1 日のみ午後 3 時まで）

〒760-0030 香川県高松市玉藻町 5 番 5 号

香川県立ミュージアム M2 階 総務課

電話番号 087-822-0246

FAX 番号 087-822-0043

メール kmuseum@pref.kagawa.lg.jp

入札説明書等はメールでの交付も可とする。（ただし、かがわ電子入札システムに係る電子証明書を取得している者に限る。）なお、郵送による交付はできない。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 7 年 10 月 1 日午後 3 時まで（令和 7 年 9 月 29 日を除く）に 3 に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書は F A X による送付も可とする。ただし、F A X を送る際には、先に連絡を入れること。）

回答は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 3 日までの間に、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に対して F A X 又はメールで行う。

5 入札及び開札

（1）電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和 7 年 10 月 15 日 午後 3 時

（2）開札の日時

令和 7 年 10 月 15 日 午後 3 時 30 分

（3）開札の場所

香川県立ミュージアム M2 階 総務課

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否 否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 7 年 10 月 8 日午後 3 時までに入札（契約）保証金免除（減額）申請書を 3 に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A 級に格付けされている者であること。

（3）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

（4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

（6）香川県内に本社、支社又は営業所を有するものであること。

（7）過去 5 年以内に、博物館法で定める登録博物館において開催された、館外借用資料・作品で国宝・重要文化財を含む展覧会において、輸送及び列品等の展示作業に従事した実績があり、受託期間中、誠実に業務を遂行していること。

（8）従事する作業員に美術品梱包輸送技能取得士認定試験 3 級以上の取得者が 1 名以上いること。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の(1)、(4)～(8)の要件を満たすことを証明する下記①～⑦の書類を令和7年10月8日午後3時までに、3に示した場所に提出（郵送の場合は、令和7年10月7日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年10月10日までに通知する。

【入札参加資格確認資料】（様式は入札説明書に添付）

①入札参加資格確認申請書

②会社情報 会社所在地・商号又は名称・代表者名・電話番号・担当者名・担当者連絡先、令和4年4月1日以降における行政指導等処分の有無

③組織体制 本業務に対応する県内事務所（本支店、営業所等）の体制（常駐従業員の人数）

④誓約書 暴対法第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと等を申し立て、誓約する書面

⑤役員一覧

⑥輸送及び列品等の展示作業受託実績

⑦作業員一覧表 作業員の氏名・美術品取扱い経験人数・年齢・美術品梱包輸送技能取得士認定試験3級以上の有無・認定級数

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。

入札説明書

令和7年9月25日

香川県立ミュージアム館長 古市 智子

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）、物品購入等競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び本件業務委託に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県が発注する業務委託に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

香川県立ミュージアム第89回香川県美術展覧会展示委託業務

（2）委託業務の内容

別添仕様書のとおりです。

（3）委託業務の実施場所

別添仕様書のとおりです。

（4）委託期間

令和7年10月22日から令和7年12月23日まで

（5）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特定の定めがある場合を除き、電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 契約書作成の要否

（1）要します。（契約書は、原則として香川県で準備します。）

（2）落札した方は、契約担当者から契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書に押印し、提出してください。期間内に提出されない場合は、契約の権利を失うことになりますのでご注意ください。

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

（※入札公告に記載のとおりです。）

4 契約の内容に関する質問の受付

（※入札公告に記載のとおりです。）

5 入札及び開札

- (1) 入札及び開札を行う日時・場所
(※入札公告に記載のとおりです。)
- (2) 電子入札運用基準に基づき入札、開札を行います。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ①当該入札に参加される方は、下記(3)により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額(入札者の見積もった契約金額)の100分の5以上の入札保証金を納付してください。(※消費税等を含んだ金額ですのでご注意ください。)
- ②開札期日の前日までに納付される方
 - ア 現金で納付される方は、納付書をお渡しいたしますので入札執行機関に申し出てください。(納付書により県の指定金融機関で納付してください。)
 - イ 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付される方は、保管有価証券納付書(規則第71号様式)に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付してください。(※規則第150条第1項第1号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の100分の80に相当する金額となりますのでご注意ください。)
- ③開札当日に納付される方
入札保証金等納付書(規則第66号様式)に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付してください。
- ④入札保証金等を開札日の前日までに納付された方は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。
- ⑤入札保証金等の還付
 - ア 開札当日に納付された方は、開札終了後直ちに還付いたします。
 - イ 開札前日までに納付された方は、開札終了後に現金の還付請求書(様式自由)又は保管有価証券還付請求書(規則第72号様式)を提出していただき、後日還付いたします。(還付日は、還付手続き終了後に改めてご連絡いたします。)
 - ウ 落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付いたします。
- ⑥代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行ってください。
- ⑦上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、ホームページに登載しておりますのでご活用ください。

(2) 契約保証金

- ①落札された方は、下記(3)により減免をされた場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。
- ②保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付することができません。
- ③契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付します。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

入札保証金、契約保証金は、規則第152条に該当する場合は、減免することができますので減免を希望される方は、当該入札公告で指定した場所に指定した日時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を提出してください。

- ①入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた方について減免します。

なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付してください。
- ・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまいません。

（※減免申請書の様式は、ホームページに登載しておりますのでご活用ください。）

②契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた方又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた方について減免します。

7 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者

- （１）施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A 級に格付けされている者であること。
- （３）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。
- （６）香川県内に本社、支社又は営業所を有するものであること。
- （７）過去 5 年以内に、博物館法で定める登録博物館において開催された展覧会において、輸送及び列品等の展示作業に従事した実績があり、受託期間中、誠実に業務を遂行していること。
- （８）従事する作業員に美術品梱包輸送技能取得士認定試験 3 級以上の取得者が 1 名以上いること。

8 入札者等に求められる事項

- （１）入札に参加を希望される方は、前記 7 の（１）、（４）～（８）の要件を満たすことを証明する書類を令和 7 年 10 月 8 日午後 3 時までに、下記に提出（郵送の場合は、令和 7 年 10 月 7 日までに必着）してください。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行ってください。また、仕様書の中で提出を求められている場合はその指示に従ってください。

〒760-0030 香川県高松市玉藻町 5 番 5 号

香川県立ミュージアム M2 階 総務課

電話番号 087-822-0246

FAX 番号 087-822-0043

- （２）上記 6 の（３）により提出された書類の審査結果は文書で、8 の（１）により提出された書類の審査結果は電子入札システムにより、令和 7 年 10 月 10 日までに通知します。
- （３）守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた事業者（従業員等を含む）は、香川県から提供を受けた文書、図面、データ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下、「県提示資料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、県提示資料を本件入札及び契約手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはなりません。

【入札参加資格確認資料（様式は入札説明書に添付）】

①入札参加資格確認申請書

②会社情報 会社所在地・商号又は名称・代表者名・電話番号・担当者名・担当者連絡先、令和4年4月1日以降における行政指導等処分の有無

③組織体制 本業務に対応する県内事務所（本支店、営業所等）の体制（常駐従業員の人数）

④誓約書 暴対法第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと等を申し立て、誓約する書面

⑤役員一覧

⑥輸送及び列品等の展示作業受託実績

⑦作業員一覧表 作業員の氏名・美術品取扱い経験人数・年齢・美術品梱包輸送技能取得士認定試験3級以上の有無・認定級数

9 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 上記7に掲げる「入札に参加する方に必要な資格」のない方がした入札。
- (2) 入札者等が連合して入札したと認められる場合。
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合。
- (4) 入札者等が同一の入札について2以上の入札をした場合。
- (5) 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合。（免除された事業者を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書等で指示した条件及び契約当事者があらかじめ指定した事項に違反した場合。

10 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。

なお、入札結果は、「香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱」及び電子入札運用基準に基づき公表します。

11 入札又は開札の取り消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがあります。この場合、入札又は開札の取り消し又は延期による損害は、入札者等の負担とします。

12 履行の確認・支払い

- (1) 契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て検収（検査）を受けてください。
- (2) 香川県が行う検査に合格した後、請求書を提出していただき、指定の金融機関の口座に

請求

額を振り込みます。

なお、委託期間内に履行されなかった場合は、遅延損害金（契約金額に対して当該委託期間が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率）を徴収いたしますのでご注意ください。

13 その他

- (1) 次に該当する場合は、入札に参加できません。

定められた期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合。

- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合があります。

香川県立ミュージアム第 89 回香川県美術展覧会展示委託業務 仕様書

1 業務名 香川県立ミュージアム第 89 回香川県美術展覧会展示委託業務

2 場 所 香川県立ミュージアム（香川県高松市玉藻町 5 番 5 号）

3 業務内容

香川県立ミュージアム第 89 回香川県美術展覧会展示にかかる作品の搬入・展示・撤収・搬出業務

- ・作品搬入（鑑審査）約 900 点（前回実績 903 点）
- ・作品搬出（返却） 約 900 点 搬入に同じ
- ・作品展示 約 500 点（前回実績 505 点）
- ・作品撤収 約 500 点 展示に同じ

4 作品内容（5 部門）

- ・絵画 ほぼ仮縁付、通常額も有（ガラス使用は不可としている）
- ・立体 屋内は 500kg まで。500kg 超は屋外展示
- ・工芸 漆器、陶磁器、金工、木竹、染織、人形など
- ・書 ほぼアクリル付額装、アクリル無も有
- ・写真 パネル張り（額装不可としている）、アクリル・ガラス無

5 作業日程及び人数

別紙のとおり

6 条件

- ・作業従事者は、美術品取り扱い知識及び技術を備えた経験者 2 名以上をリーダーとし、その指示に従うこと。
- ・作業の進捗状況により、日時、人員の割り振りを変更することがある。
- ・作品保護等のための養生用材料を用意すること。
- ・作品移動において発注者の台車等必要最小限度の用具はあるが、業務に必要な機材は用意すること。
- ・梱包資材等は繰り返し使うこと。
- ・作業の際に生じた損害については、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰するときは、この限りでない。

7 その他

- ・作業員については、入札前に作業予定者全員の氏名・年齢を記した名簿を提出すること。作業リーダーとなる者については、名簿上に明示し、美術品取扱業務経験年数を記し提出すること。原則としてこの名簿に未記載の者が作業に当たることは認めない。
- ・本仕様書に明示されていない事項について疑義を生じた場合は、委託者と受託者の両者により協議のうえ決定する。